

調査方法の概要

1. 調査対象

平成 18 年 3 月末現在において、東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌証券取引所に上場している内国上場会社(2,869 社)のうち、平成 17 年度(平 17.4.1~平 18.3.31)中に到来した最終決算期末時点で未上場の会社等(26 社)を除く 2,843 社の上場普通株式。

2. 調査対象会社からのデータの取得方法

調査対象会社の株主名簿管理人(信託銀行等)が、それぞれ担当している会社のデータを決算期ごとに集約し、当該データを調査対象会社を経由せずに、電子媒体を使って直接提出を受けることで取得している。

3. 株主数及び株式数の集計時点並びに株主数の計算方法

本調査で使用している株主数及び株式数は、各調査対象会社の平成 17 年度(平 17.4.1~平 18.3.31)中に到来した最終決算期末現在の株主名簿に基づき算出した数値である。

また、株主数については、上場会社間の名寄せを行うことができないため、全社及び業種別集計の算出にあたっては、各上場会社の株主数を単純に合算した「延べ人数」を用いている。そのため、1 人で 10 銘柄保有している株主は、全社ベースの集計値において 10 名の株主としてカウントされることとなる。

4. 株式保有金額及び株式保有比率の計算方法

以下の ~ の手順で計算する。

各株主名簿管理人から取得したデータを基に、調査対象会社ごとに、各決算期末現在の単元数ベースでの持株比率を算出する。

調査対象会社ごとに算出した、18 年 3 月末現在の時価総額に、で算出した単元数ベースでの持株比率を乗じることで、個別会社ベースの各投資部門の平成 18 年 3 月末現在の株式保有金額を算出する。

で算出した個別会社ベースの各投資部門の株式保有金額を、投資部門ごとに調査対象会社全社分を合算することで、全社ベースの投資部門別株式保有金額を算出する。

で算出した全社ベースの投資部門別株式保有金額を、調査対象会社全社の時価総額で除することで全社ベースの投資部門別株式保有比率を算出する。

なお、上記に記載のとおり、平成 18 年 3 月末現在の全社ベースの投資部門別株式保有金額及び保有比率の算出にあたって使用する個別会社ベースの投資部門別株式保有金額の計算において、時価総額については調査対象会社全社について平成 18 年 3 月末時点の株価を使っているが、持株比率については、それぞれの会社の調査対象となる決算期末時点のデータしか取得できないため、調査対象となる決算期が平成 18 年 3 月末以外の会社については、平成 18 年 3 月末においても、調査対象の決算期末現在と同様の株式保有比率となっているとみなして計算を行っている。

5. 所有者・投資部門の定義

本調査においては、「単元数ベース」と「市場価格ベース」という 2 通りの分析手法でデータを算出しているが、利用者の混乱を避けることを主な目的として、下記の(1)~(6)の株主の属性別の区分を、単元数ベース

の調査資料においては「所有者」、市場価格ベースの調査資料においては「投資部門」と同じ区分でありながら異なった表現を用いている。

(1) 政府・地方公共団体：国・都道府県・市町村

(2) 金融機関：金融機関の内訳は下記のとおり

長銀・都銀・地銀：銀行法及び長期信用銀行法に規定する国内普通銀行

信託銀行：社団法人信託協会加盟の信託銀行

投資信託：投信法（「投資信託及び投資法人に関する法律」）に規定する委託者の信託財産であって、
信託業務を営む銀行を名義人(受託者)とするもの

年金信託：法人税法に規定する税制適格退職年金、厚生年金保険法に規定する厚生年金基金及び確定給
付企業年金法に規定する企業年金のうち、信託業務を営む銀行を名義人(受託者)とするもの

生命保険会社：保険業法に規定する生命保険会社

損害保険会社：保険業法に規定する損害保険会社

その他の金融機関：上記以外の金融機関。具体的には、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、各種共
済、政府系金融機関等

(3) 証券会社：証券取引法に規定する証券会社

(4) 事業法人・その他の法人：(2)及び(3)以外の法人格を有するすべての国内法人

(5) 外国人：外国の法律に基づき設立された法人、外国の政府・地方公共団体及び法人格を有しない団体、並
びに居住の内外を問わず日本以外の国籍を有する個人

(6) 個人・その他：居住の内外を問わず日本国籍の個人及び国内の法人格を有しない団体

6. 上場区分

全社：東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌証券取引所の上場会社

市場第一部上場会社：東京、大阪及び名古屋証券取引所の市場第一部上場会社

市場第二部他上場会社：東京、大阪、及び名古屋証券取引所市場第二部等上場会社（マザーズ、ニッポン・
ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」、セントレックス上場会社を含む）並びに福
岡、札幌証券取引所単独上場会社（Qボード、アンビシャス上場会社を含む）

なお、ある取引所において市場第一部に上場している会社が、他の取引所において市場第二部等に上場して
いる場合は、市場第一部銘柄として取扱っている。